

第112号議案

指定管理者の指定の件（神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス

2 指定管理者

神戸市中央区新港町5番2号

一般財団法人神戸港湾福利厚生協会

代表理事 堀内 敏弘

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシスの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

## 神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシスの指定管理者の指定について

## 1. 公の施設の名称

神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス

## 2. 指定管理者

一般財団法人神戸港湾福利厚生協会

代表理事 堀内敏弘

神戸市中央区新港町5番2号

## 3. 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

## 4. 債務負担行為

期間：令和2～7年度 限度額：229,000千円

## 5. 令和3年度指定管理料予定額

45,800千円（令和2年度指定管理料：45,833千円）

## 6. 選定までのスケジュール

指定申請書提出 令和2年9月15日(火)

選定評価委員会開催 令和2年9月28日(月)

## 7. 選定理由

港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図り、その自主的な活動を支援することを目的に建設された「神戸ポートオアシス」は、港湾福利厚生施設であった神戸中央港湾労働者福祉センターや神戸港湾労働者福祉センターの老朽化による廃止に伴い、その機能を集約するとともに、ウォーターフロント活性化の観点から港町神戸の港の玄関口としての賑わいを創出すべく、一般市民も利用できる「公の施設」としての機能も併せ持つ施設として、神戸港の港湾管理者である神戸市が設置した施設である。

施設の特性を十分理解した上で、市の施策に沿った運営をすることが可能な組織を検討した結果、（一財）神戸港湾福利厚生協会がその条件を満たす唯一の団体である。

市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」については公募外選定をすることが可能とされている。これを踏まえて、港湾局指定管理者選定評価委員会において、当該団体を指定管理者候補者として選定することが適当であるとされた。

[施設の概要]

- (1) 設立趣旨 港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図り、その自主的な活動を支援する等のため
- (2) 所在地 神戸市中央区新港町5番2号
- (3) 開設時期 平成29年7月1日(土) 供用開始
- (4) 規模構造 鉄骨5階建  
延床面積 4,736.30 m<sup>2</sup>  
敷地面積 2,418.64 m<sup>2</sup>
- (5) 施設内容 1階 エントランスホール、食堂(約120席)、コンビニエンスストア  
2・3階 多目的ホール(400席 可動式)  
4階 会議室・事務室  
5階 会議室・事務室
- (6) 使用時間 午前9時から午後9時まで  
休館日 年末年始(12月29日から翌年1月3日)
- (7) 利用状況 利用者数  
平成29年度 17,675人  
平成30年度 43,848人  
令和元年度 50,844人